

# 障がい者にやさしい共生社会実現のための条例骨子案

平成29年7月  
秋 田 市

# 目次

前文	1
<b>第1章 総則</b>	
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 基本理念	2
4 市の責務	2
5 市民の役割	3
6 事業者の役割	3
7 財政上の措置	3
<b>第2章 障がいのある人の権利擁護</b>	
第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止	
1 差別等の禁止	3
2 社会的障壁の除去のための合理的配慮	3
第2節 差別等に対する相談体制	
1 相談および助言	3
2 事案解決のための体制	4
<b>第3章 共生社会の実現に向けた取組</b>	
第1節 相互理解の促進	
1 広報および啓発の推進	4
2 交流およびその他取組の推進	4
第2節 情報の取得および意思疎通	
1 情報の取得および意思疎通支援	4
2 障がいのある人に配慮した情報発信等	4
3 意思疎通等の手段の普及	4
4 意思疎通支援者の養成等	4
第3節 自立と社会参加	
1 移動手段の確保	5
2 就労および雇用への支援	5

## 前文

誰もが人格と個性を尊重し、相互に支え合い、地域のしあわせをみんな  
で築く「ともにづくり、ともに生きる」ことが本市の目指すまちづくりで  
あり、これまでも障がいの有無に関わらず、安心して暮らせるよう、住み  
良いまちづくりを進めてきました。

しかし、障がいのある人は、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏  
見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、配慮が十分でないこ  
とから、その活動が制限され、結果的に日常生活や社会生活に制約を受け  
ることがあります。

平成18年に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されて以  
降、日本では、条約締結に向けて、障害者基本法の改正をはじめとした国  
内法の整備がなされてきました。

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消に関する法律が施行  
され、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分  
け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる  
社会の実現を目指すこととされております。

本市においても、障がいのある人に対する差別の解消および障がいのある  
人の権利を尊重し、目指すまちづくりに向けて、障がいおよび障がいのある  
人に対する市民の理解を深める取組や障がいのある人の社会参加に対  
する支援をさらに充実させる必要があります。

このような状況を踏まえ、本市は、障がいのある人の権利の擁護などに  
関する理念が全ての市民に浸透し、もって、障がいの有無に関わらず、誰  
もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら生きがいを持  
って参加できる共生社会の実現を目指し、条例を制定しようとするもので  
す。

## 第1章 総則

### 1 目的

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性  
を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことができる社会の実現を図  
ることを目的とします。

### 2 用語の定義

#### (1) 障がい

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）  
その他の心身の機能の障がいのこと。

(2) 障がいのある人

障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者のこと。

(3) 事業者

市内において商業その他の事業を行う者のこと。

(4) 社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(5) 合理的配慮

社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに適切な調整および変更を行うこと。

### 3 基本理念

共生社会の実現に向け、以下の事項を基本とします

(1) 障がいのある人もない人も基本的人権を持つかけがえない個人として尊重されること。

(2) 障がいのある人が不当な差別的取扱いによって権利利益を侵害されないこと。

(3) 障がいのある人が、安心して暮らすことができるよう、社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮がなされるようにすること。

(4) 障がいのある人への支援は、障がいのある人の選択を尊重し、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めることにより行うこと。

(5) 障がいのある人の権利擁護や自立および社会参加の支援に関する施策の推進について、市や市民、事業者および関係機関が連携して行うこと。

(6) 誰もが互いに意思を伝え合い理解し合えるよう、障がいのある人が可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得および意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

### 4 市の責務

目的を達成するため、基本理念に基づき、必要な施策を実施しなければならないものとします。

## 5 市民の役割

市民は、基本理念について理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとします。

## 6 事業者の役割

事業者は、基本理念について理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するよう努めるものとします。

## 7 財政上の措置

市は、共生社会の実現のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

# 第2章 障がいのある人の権利擁護

## 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

### 1 差別等の禁止

市民および事業者は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することやその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとします。

### 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮

社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存在し、かつ、その実施が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、その実施について合理的配慮をするよう努めなければならないものとします。

## 第2節 差別等に対する相談体制

### 1 相談および助言

障がいのある人およびその家族その他関係者（以下「障がいのある人等」という。）は、障がいを理由とする差別について、市に相談することができるものとします。

市は、障がいのある人等から相談があったときは、必要に応じて助言や関係機関との調整などを行うものとします。

## 2 事案解決のための体制

障がいのある人等が市へ相談をし、市が関係者間との調整を行っても相談事案が解決しない場合は、市が予め設ける事案を解決するための場において、事案解決に向け検討することとします。

# 第3章 共生社会の実現に向けた取組

## 第1節 相互理解の促進

### 1 広報および啓発の推進

市は、障がいおよび障がいのある人に対する市民および事業者の理解を深める取組を進めるものとします。

### 2 交流およびその他取組の推進

市および市民、事業者は、障がいの有無によらない相互理解の促進のため、相互に交流できる機会の確保、その他必要な取組に努めるものとします。

## 第2節 情報の取得および意思疎通

### 1 情報の取得および意思疎通支援

市は、障がいのある人が情報の取得や意思疎通が容易にできるようにするため、必要な支援を行うものとします。

### 2 障がいのある人に配慮した情報発信等

市は、障がいのある人が情報を速やかに得ることができるよう、言語（手話を含む。）、要約筆記、点字、平易な表現等の障がい特性に配慮した手段や様式による情報提供を行うよう努めるものとします。

### 3 意思疎通等の手段の普及

市は、障がい特性に応じた多様な意思疎通手段が普及するよう必要な取組に努めるものとします。

### 4 意思疎通支援者の養成等

市は、障がいのある人の意思疎通支援が図られるよう、手話通訳、

要約筆記その他の方法により意思疎通を支援する者の養成および技術向上のために必要な取組に努めるものとします。

## 第3節 自立と社会参加

### 1 移動手段の確保

市は、障がいのある人の自立と社会参加の促進のため、障がいのある人が必要とする移動の手段を確保し、安全で快適に利用できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めるものとします。

### 2 就労および雇用への支援

市は、障がいのある人の就労および雇用を促進する、就労に関する相談および支援の充実を図るものとします。

市は、障がいのある人の障がいの特性を理解し、その雇用の機会を広げるよう努めるものとします。